

# ガバナンスコードについて

スポーツ庁：スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉



## 前文 スポーツ団体における適正なガバナンスの確保について

### 1. なぜスポーツ団体におけるガバナンスの確保が求められるのか

スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求に応え、精神的充足をもたらすものである。このようなスポーツをすることに伴う「楽しさ」や「喜び」こそがスポーツの有する価値の中核であるが、同時に、スポーツは、健康の増進、これを見る者に対する感動や共感の喚起、地域社会の活性化等の多面的な価値を有する。

スポーツの普及・振興等の重要な担い手となっているのがスポーツ団体である。地域には、様々なスポーツの種目や領域に応じて、多くのクラブやチームがあり、その上部団体として、市町村や都道府県の競技団体があり、これらを統括する組織として、中央競技団体<sup>1</sup>（以下「NF」という。）がある。

これらのスポーツ団体は、スポーツを愛好する多くの人々の自発的な努力によって支えられ、スポーツの価値を高め、我が国のスポーツの多様な発展に貢献してきた。また、スポーツの果たす公共的役割の重要性に鑑み、スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）においては、スポーツ団体の努力として「スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組む」（第 5 条第 1 項）、「事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成する」（第 5 条第 2 項）、「スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努める」（第 5 条第 3 項）ことが規定されており、各スポーツ団体は、自らの主体的な努力により適切な組織運営を図っていくことが求められる。

一方で、スポーツを愛好する人々の善意やボランティア精神に支えられた組織運営は、責任の所在を曖昧にし、コンプライアンス意識が徹底されず、組織運営上の問題が見過ごされがちになるなど、ガバナンスの確保がおざなりになってきた面があると考えられる。実際、スポーツ団体ガバナンスコード（以下「ガバナンスコード」という。）の策定以前より、幾つかの NF を始めとするスポーツ団体のガバナンスの機能不全により、スポーツの価値を毀損するような様々な不祥事案が生じたり、スポーツ指導の現場における暴力行為等が度々報じられたりしており、スポーツ基本法の理念

---

<sup>1</sup> 対象スポーツに関する国内統括組織として、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会、又は公益財団法人日本パラスポーツ協会協会（以下「統括団体」と総称する。）に加盟等をしている団体を指す。

が実現に向かっているとはいいい難い状況にあったと言わなければならない。

このため、スポーツ庁は、平成 30 年 12 月に策定した「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」において、スポーツ基本法第 5 条第 2 項に規定する、スポーツ団体における自ら遵守すべき基準の作成等に資するよう、適切な組織運営を行う上での原則・規範として、ガバナンスコードを策定することとした。

令和元年のラグビーワールドカップ 2019 日本大会での日本代表チームの史上初となる決勝トーナメント進出や、コロナ禍が未だ収束しない中で開催された東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会での数々の熱戦は、人々に大きな感動を与えた。また、令和 2 年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多くのスポーツ活動が停止を余儀なくされる状況下においても、様々なスポーツ関係者の創意工夫のもと、スポーツを通じて人々や社会を勇気づける取組が実施された。

こうした社会的環境の変化の中で、スポーツの「人々の心を動かす力」や「楽しさ」とともに、スポーツを通じた心身の健康増進や地域・経済の活性化、共生社会に向けた更なる意識向上等といった、スポーツが今後の社会の活性化等に寄与する価値が改めて見出されているものと考えられる。

ガバナンスコードは、適切な組織運営を行うことで、不祥事案を未然に防止することにとどまらず、社会の変化に柔軟に対応し、スポーツの価値の最大化に資するよう、それらの重要な担い手であるスポーツ団体における適正なガバナンスの確保を図ることを目的としている。

各スポーツ団体においては、ガバナンスコードの各原則・規定を遵守するよう努めるとともに、ステークホルダー（利害関係者）等への説明責任を果たす観点から、その遵守状況について自主的に自己説明を行い、その結果を定期的に公表することが望まれる。

## 2. ガバナンスコードの対象について

ガバナンスコードが対象とするスポーツ団体とは、「スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体」（スポーツ基本法第 2 条第 2 項）であるが、スポーツ団体は、法人格の有無、法人形態、規模、業務内容等において極めて多種多様である。

このうち、NF は、対象スポーツに関する唯一の国内統括組織として多くのステークホルダーに対して様々な権限を行使し得るなど、大きな社会的影響力を有するとと

もに、各種の公的支援を受けているなど、特に公共性の高い団体である。このため、高いレベルのガバナンスを確保する観点から、令和元年6月に「スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>」（令和元年6月10日 スポーツ庁）を策定した。

一方、NFに該当しないスポーツ団体（以下「一般スポーツ団体」という。）については、適正なガバナンスを確保するために必要と考えられる組織運営上の原則・規範を示すものとして、同年8月に「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>」（令和元年8月27日 スポーツ庁）を策定した。

このように、ガバナンスコードについては、「NF向け」と「一般スポーツ団体向け」の2層構造となっている。令和5年9月、適合性審査等の仕組みの運用の中で得られた成果や課題を踏まえ、NF向けのガバナンスコードの見直しを行ったこととともない、同年11月、一般スポーツ団体向けのガバナンスコードについても見直しを行った<sup>2</sup>。

### 3. ガバナンスコードの構造及び活用方法について

一般スポーツ団体においては、本文に示すガバナンスコードの各原則・規定に照らして自らのガバナンスの現況について確認するとともに、その遵守状況について自己説明及び公表を行うことが望まれる。

各原則・規定のうち、原則1～原則5は、一般スポーツ団体における適正なガバナンスを確保するために共通的に求められる事項を示したものである。これに加え、組織の人的・財政的規模や業務内容等に鑑み、社会的影響力が大きく、NFと同等の高いレベルのガバナンスを確保することが求められると自ら判断する一般スポーツ団体にあっては、ガバナンスコード<NF向け>の内、自らに適用することが必要と考える個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うことが求められる（原則6）。

各スポーツ団体が自己説明を行うに当たっては、自己説明文書として、別添「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート」を活用することも有効と考えられる。また、人的・財政的な制約等から、直ちに実施することが困難である規定や現状の取組が不十分であると考えられる規定がある

---

<sup>2</sup> 次節以降、「ガバナンスコード」とは「一般スポーツ団体向け」の本ガバナンスコードを指し、NF向けについては「ガバナンスコード<NF向け>」と表記することとする。

場合、改善に向けた今後の具体的な方策や見通し、達成の目標時期を示すことが望まれる。

なお、NFの地方組織等に該当するスポーツ団体においては、本ガバナンスコードに基づく自己説明及び公表について、NFによるガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言等を踏まえて対応することが求められる<sup>3</sup>。

---

<sup>3</sup> NFは、ガバナンスコード<NF向け>原則13において、「地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。」とされている(参考資料参照)。

## 本文 ガバナンスコードの規定及び補足説明

### 1. ガバナンスコードの規定一覧

原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。

- (1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守すること
- (2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守すること
- (3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守すること
- (4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備すること

原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。

原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。

- (1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと
- (2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと

原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。

- (1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること
- (2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること
- (3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備すること

原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。

原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。